

# アカバネ病・チュウザン病・アイノウイルス感染症混合（ア ジュバント加）不活化ワクチン

平成18年8月16日付 農林水産省告示第1163号

動生剤基準のアカバネ病・チュウザン病・アイノウイルス感染症混合（アジュバント加）不活化ワクチンの3.5.3、3.5.6及び3.5.7に規定するところにより、これらに規定する試験を行うものとする。

また、中間製品について同基準のアカバネ病・チュウザン病・アイノウイルス感染症混合（アジュバント加）不活化ワクチンの3.3.2の規定を準用して試験を行うものとする。